

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南巨摩郡	身延町	久成	地区名	滝沢(たきざわ)	事業主体	山梨県	
(1)事業概要								妥当	妥当でない	
①課題・背景 本計画箇所は、南巨摩郡身延町久成 滝沢地区に流入する一級河川寺沢川上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。								○		
②整備目標・効果								○		
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家18戸 町道1200m 林道100m 土砂整備率 (現況) 17% < 70% ※ 災害実績 有 (平成23年9月21日台風15号) ※ 重要公共施設 有 (避難場所 旧大須成小学校グラウンド) ※ (※ 評価基準値)								費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 6.62 > 1.0 ・便益(B) = 1,085 百万円 ・費用(C) = 164 百万円	○	
□副次目標								○		
□副次効果								○		
(2)整備内容と整備量								○		
①整備内容 谷止工1基、山腹工1.00ha								【事業位置図等】  <p style="text-align: center;">省 略</p>		
②整備期間 平成28年度～平成31年度										
③総事業費 180百万円(国費 84百万円(1/2) 県費 96百万円(1/2))										
④全体計画 平成28年度 谷止工1基 50百万円 平成29年度 山腹工A=(1.00)ha 50百万円 平成30年度 山腹工A=(1.00)ha 40百万円 平成31年度 山腹工A= 1.00ha 40百万円										
⑤既整備内容・期間・事業費 平成9年度 谷止工1基 44百万円										
(3)事業の妥当性評価										
①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当								○		
②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備								○		
③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 6.62 > 1.0 ・便益(B) = 1,085 百万円 ・費用(C) = 164 百万円								○		
④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない								○		
⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効								○		
⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する								○		
⑦事業計画の熟度 ・地元身延町より強い要望あり								○		
<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断										
(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I										
(5)総合評価								○		
・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施										